## 岩手県告示第858号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の10第1項の規定に基づき、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が次のとおり成立した。

令和3年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 都市公園の名称 岩手県立高田松原津波復興祈念公園
  - (2) 兼用工作物の位置及び範囲 陸前高田市高田町字曲松132番7地先から字古川51番31地先まで(別紙図面のとおり。)
  - (3) 兼用工作物の管理者の氏名及び住所
    - ア 氏名 道路管理者 陸前高田市長 戸羽太
    - イ 住所 陸前高田市高田町字下和野1番地
  - (4) 管理者が行う兼用工作物の管理の内容 兼用工作物の新設、改築、維持若しくは修繕又は災害復旧
  - (5) 管理の期間 令和3年11月30日から道路の存続する日まで
- 2(1) 都市公園の名称 岩手県立高田松原津波復興祈念公園
  - (2) 兼用工作物の位置及び範囲 陸前高田市高田町字下宿51番2地先から58番地先まで(別紙図面のとおり。)
  - (3) 兼用工作物の管理者の氏名及び住所
    - ア 氏名 道路管理者 陸前高田市長 戸羽太
    - イ 住所 陸前高田市高田町字下和野1番地
  - (4) 管理者が行う兼用工作物の管理の内容 兼用工作物の新設、改築、維持若しくは修繕又は災害復旧
  - (5) 管理の期間 令和3年11月30日から道路の存続する日まで
- 備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧 に供する。